

議 事 録 抄 本

令和 7 年 1 月 2 9 日

福崎町農業委員会

農業委員会臨時総会 議事録抄本

日 時 : 1月29日(水) 9:30～

場 所 : 福崎町役場 2階 小会議室

【出席者】・・・11名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	-
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 10番 尾崎 肇

<案件>

議案第50号 農地法第51条第1項に該当する違反転用の勧告について(履行期限の決定)

1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会臨時総会を開催します。

農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

6番 田中 初美	8番 植岡 洋子
----------	----------

委員にお願いします。議案第50号の1議案について審議願います。

それでは、議案第50号 農地法第51条第1項に該当する違反転用の勧告(履行期限の決定)について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第50号 農地法第51条第1項に該当する違反転用の勧告について
(履行期限の決定)

(事務局) 1番:本日配布の資料をご覧ください。違反転用事案報告についてご説明いたします。

<経緯説明>

違反転用への対応のフローチャートをご確認ください。本件はこれに沿って対応します。

始めに、違反転用を把握した場合は、①2名以上の農業委員と事務局とで現地確認を行い、関係者へ事情聴取します。是正の意向がある場合、期間を定め確認し、是正された場合対応は終了です。是正されない場合や、是正の意向が確認できない場合、②勧告を行います。勧告を行う場合は、農業委員会の総会で原状回復までの期間を諮ります。その後、定めた期間で是正されない場合、改めて農業委員会総会を開催し、③県へ違反転用の報告を行うことについて決定し、県へ報告を行います。今回の臨時総会では②について勧告書送付及び履行期限の決定を行います。

1月22日に行った[]への事情聴取、及び1月28日に行った[]への事情聴取の中で原状回復の意向がないことを確認したため勧告書を送付します。

勧告書送付にあたり、農地へ復元するための履行期限を決定する必要があります。事務局案としましては、約1ヶ月後の令和7年2月28日を履行期限と定めたいと考えております。

以上となります。

(議長) 議案第50号 1件 勧告書の送付及び履行期限の決定について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) []さんは何歳くらいですか。

(事務局) 60歳代後半くらいです。

(前田委員) []さんは[]さんの弟の子ですね。

(事務局) []さんの弟である[]さんの子どもの夫です。

(前田委員) 経緯書の説明で出てきた代理人は誰ですか。

(事務局) 行政書士です。適正な手続きを行おうとしていましたが、農地法以外の他

法令の手続きが行われていませんでした。

(前田委員) 代理人と書いてあるので、工事を行っている建設会社のことかと思っていました。

(事務局) 建築許可が必要ということで、まちづくり課を介して県の建築指導課の方に指導を行うよう連絡をしております。、県の建築指導課が聞き取りに来て事務局が撮影した写真で現地に基礎ができていること確認をしても、今のところは指導ができないとの回答でした。兵庫県の許可を得て、建築事業を行っているため指導を行わないと根本的な解決にならないため、もう少し県の関与が欲しいところです。また、兵庫県では各市町の農業委員会が勧告を行ってその経過を見て県の農政部局への報告となっていますが、他県では、報告を行えば県の農政部局が直接勧告を行うという風になっているところが多く見られます。

(前田委員) 令和6年11月5日からこの話が始まっていますが、指導を行った時にトラクターで鋤いたら良かったんじゃないか。石があれば拾ったらいいんですよ。農業委員会としても行政の法律どおりに進めていってくれたら問題無いわけじゃないですか。

(事務局) そうです。
また、代理人については、年末または年始をもってこの案件から手を引いたと聞いております。

(議長) 他に質疑はありませんか。
田中委員どうぞ。

(田中委員) 最初に転用の申請がありましたよね。現地確認は誰が行ったんですか。

(事務局) 議案書作成時の写真を撮りに事務局で行きました。

(田中委員) 申請書は持ったままですか。

(事務局) 返却しております。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第50号 1件 勧告書の送付及び履行期限（事務局案の令和7年2月28日）の決定について、討論はありませんか。
山口委員どうぞ。

- (山口委員) 申請の時はL字型全部が申請の範囲ですか。建物の裏だけですか。
- (事務局) 建物の裏だけです。
地図の白い箇所は申請箇所ではなく、オレンジが申請箇所となっております。
- (議長) 他に討論はございませんか。
- (事務局) 履行期限としては約1ヶ月後の令和7年2月28日ということで設け、その期間内に是正してくださいという勧告になります。
- (田中委員) 1ヶ月の間に工事をしてしまったらどうなるんですか。
- (事務局) 令和7年2月28日に是正を行っていない場合は、再度、総会を開催し県の農政部局へ報告するための決議を取らせていただきます。ただ、案件につきましては、逐一、県の方へ報告は行っております。期日までに是正されない場合については県が動くことになります。
- (山口委員) 期日1ヶ月とおっしゃっていますが、期日が明文化されたものがありますよね。
- (事務局) ありません。
- (山口委員) 2週間でも3週間でもいいということですか。
- (事務局) 速やかにとの記載があります。速やかには法的にはおおむね2週間程度となっております。この工事自体は基礎ができており、構造物の撤去及び農地の復元というのを加味し、1ヶ月としております。
- (山口委員) 明文化したものはないということですね。
- (事務局) はい。
面積が300㎡というのも、そこそこ広いので1ヶ月程度は必要かなという考えです。
- (議長) 他に討論はございませんか。
- <なし>
- (議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第50号 1件について、勧告書送付及び履行期限（事務局案の令和7年2月28日）の決定について賛成の方は挙手願います。
- <全員挙手> [賛成10：反対0]

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第50号 農地法第51条第1項に該当する違反転用の勧告について（履行期限の決定）は、勧告書送付及び履行期限を令和7年2月28日とすることで決定することといたします。

（事務局） 勧告を行うのは、土地所有者の■■■■と違反転用者の■■■■の2人に送ります。関係している人物に送ると県に確認を取っております。自分が業者のユンボを借りて工事しているということなので、■■■■のみなのですが、本来工事に携わっている業者、農地の違反転用と分かっているユンボを貸している業者及び下請けしている業者も勧告の対象になってきます。今回の件でも、工事に携わっている業者等が分かり次第報告し決議させていただきたいと思います。

<10:00 終了>

○次回農業委員会開催日・・・2月20日（木）15:00～

場所：サルビア会館2階 講義室

署 名 人	田中 初美
署 名 人	植岡 洋子